

【参考資料】

建設現場における遠隔臨場に係るQ & A

【対象案件】

Q 1 消防局、上下水道部が直接発注する工事は対象となるか？

A 1 原則として、浜松市の市長事務部局が工事を担当する全ての土木工事及び建築工事を対象とします。

Q 2 低入札工事にも適用可能か？

A 2 適用可能です。なお、遠隔臨場の実施にあたっては、低入札工事であることを加味したうえで、方法や項目の設定をするようにしてください。

Q 3 特記仕様書、現場説明書等に遠隔臨場の記載がない工事は適用できないか？

A 3 受注者及び監督員との協議のうえで遠隔臨場に係る特記仕様書、現場説明書を適用していただければ活用可能です。その際、発注者が指定した場合と同等の創意工夫分野でのインセンティブ加算点が考慮されます。

Q 4 既契約工事に対しても、今回の改定内容は活用可能か？

A 4 受注者及び監督員との協議のうえ、施工計画書、指示書等で活用を決定し、遠隔臨場に係る特記仕様書、現場説明書を適用していただければ活用可能です。その際、発注者が指定した場合と同等の創意工夫分野でのインセンティブ加算点が考慮されます。

【実施方法】

Q 1 遠隔臨場で期待した映像品質が確認できなかった場合はどうするのか？

A 1 遠隔臨場を取り止め、従来通りの現場臨場を行うこととします。

なお、遠隔臨場の実施ができなかった旨の協議書を受注者及び監督員で交わすようにしてください。

Q 2 営繕工事等において、工事監理業務を受託した技術者が遠隔臨場によって現場の品質管理を行うことは可能か？

A 2 可能です。

なお、実施に当たっては、実施方法、頻度等を工事監理業務受託者及び監督員との協議のうえ決定してください。実施した場合は工事監理技術者と識別できる映像を含めてオンラインアプリのスクリーンショットを必要に応じて取得して監督員に報告してください。

Q 3 遠隔臨場による「検査・確認」はどのような項目に適用できるのか？

A 3 別添「遠隔臨場を実施する項目に関する取扱い」に遠隔臨場に不向きな項目と向いている項目を参考例示しています。これらを参考にして受注者及び監督員との協議のうえ決定してください。

現時点では通信機器等の性能、通信能力からして、完成検査、中間技術検査、出来高検査には適用できないと考えています。今後の技術的な進歩に合わせて判断していく必要があると考えます。

Q 4 別添「遠隔臨場を実施する項目に関する取扱い」で、建築工事にも電気設備工事、機械設備工事のように検査項目を具体的に明記し、その中から施工者が選ぶようにできないのか？

A 4 電気設備工事や機械設備工事の検査・確認項目について、遠隔臨場に向いている項目を参考例示するものであり、検査・確認項目から選択して品質管理を行うためではありません。建築工事については、国土交通省官庁営繕部による「遠隔臨場に関する適応性一覧表」を参考にしてください。

【実施記録】

Q 1 システム上、遠隔臨場を実施中の発注者の顔を入れたスクリーンショットが撮れない場合はどうしたらよいか？

A 1 受注者及び監督員との協議のうえに対応していただければと思いますが、黒板に「遠隔臨場」であること、監督員の氏名を記入するなどの工夫が必要になります。できるだけ安価で汎用性の高いオンライン会議アプリ等の採用をお勧めします。

【撮影機材等】

Q 1 使用するアプリケーションサービスの指定はあるのか？

A 1 指定はありませんが、アプリケーションについては iPad、Chromebook 等で通信可能な汎用性の高いオンライン会議アプリを想定しており、Zoom や FaceTime 等のアプリを想定しています。詳細については受注者及び監督員の協議により決定してください。

【費用負担】

Q 1 実施要領には「受注者が機材等遠隔現場の利用に要する費用は別途計上しない。」とあるがなぜか？

A 1 土木工事においては、土木工事標準積算基準書の共通仮設費（通信交通費）に含まれているため、別途計上は行わないこととしています。

また、建築工事においては、公共建築工事共通費積算基準の共通仮設費に含まれていませんが、無料のアプリ及び受注者が業務上使用している通信環境・機器を利用することを想定しているため共通費の別途計上は行わないこととしています。